

ID: 1793

担当部署: 建設水道課

処分の概要	推進法人に対する改善命令		
法令名 根拠条項	都市緑地法 第72条		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第72条の規定による。 (改善命令) 第72条 市町村長は、推進法人の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、推進法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市局、令和5年4月1日改正)参照			
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日